



福岡県医発第1268号(地)

平成18年 9月29日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義 武



健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う福岡県乳幼児、重度心身障害者
及び母子家庭等医療費支給制度の取扱いについて（通知）

現在、保険医療機関等に入院した際の標準負担額につきましては、標記制度の助成対象外とされておりますが、平成18年10月1日から施行となる健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）に伴う、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額についても、助成対象外の取り扱いとなる旨、福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明・毛利康茂・蒲池 壽





児第1368号

障第2350号

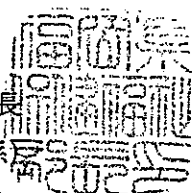
平成18年9月20日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長

(児童家庭課児童扶養手当係)

(障害者福祉課社会参加係)



健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う福岡県乳幼児、
重度心身障害者及び母子家庭等医療費支給制度の取扱いについて（通知）

平素より福岡県公費医療費支給制度の円滑な実施につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在まで保険医療機関等に入院した際の標準負担額については、標記制度の助成対象外としているところですが、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が施行されることに伴い（平成18年10月1日施行分）、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額についても、助成の対象とはなりませんので、御留意くださいますようお願いいたします。

今後とも現物給付の取扱いに御協力いただきますとともに、貴会におかれましては、会員の皆様への御周知をお願いいたします。

